

グリーン配送に係る特記仕様書

- 1 本契約に基づき物品等を地方独立行政法人大阪市博物館機構に納入する際には、車種規制非適合車を除く次の各号に定める自動車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

- (1) 低公害車

- ア 天然ガス自動車
- イ 電気自動車
- ウ ハイブリッド自動車
- エ 車両総重量が3.5トンを超えるLPガス自動車

- (2) ガソリン自動車

- (3) LPガス自動車（ただし、第1号エに掲げるものを除く。）

- (4) ディーゼル自動車

〔注 「車種規制非適合車」とは「自動車NOx・PM法」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。〕

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求めること。

- 2 本契約締結後速やかに、大阪市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン配送適合車である旨の届出を大阪市環境局環境管理部環境管理課あて行うこと。

ただし、既に届出済の自動車を使用する場合はこの限りではない。

- 3 届出済のグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。

- 4 物品等を納入した際に、地方独立行政法人大阪市博物館機構職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」又は「適合車等標章交付請求書のコピー※」の提示を求めた場合には、協力すること。

〔※「適合車等標章交付請求書のコピー」とは、府条例に基づいて、大阪府に標章（ステッカー）の交付請求した時の書類のコピーをいう。〕

大阪市グリーン配送に関する問合せ

大阪市環境局環境管理部環境管理課
自動車排ガス対策グループ
電話：06-6615-7965